

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岩国市	玖珂東部地区 (上市北集落、上市南集落、上谷集落、下谷集落、飲明路集落、野口上集落、野口下集落、野口下1区集落、野口下2区集落)	令和3年3月23日	令和4年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	79.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	56.15ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	23.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>・地域の中心経営体は、高齢化により現状の農地維持が精一杯であり、新規に引き受けられる耕地はない。しかしながら、東部地区の70歳以上で後継者未定及び不明の耕作面積は、8haあり新たな農地の受け手の確保が必要。</p> <p>この地区は、小規模兼業農家が多数を占め、自己保有農地の維持管理が精一杯であり、農業基盤が脆弱で耕地面積は狭く、大型機械の運用が困難であり、認定農業者など担い手となる農業者も居ない。</p> <p>・近年耕作放棄地や自己保全管理の農地が増加しており、獣害被害も農業経営に悪影響を与えている。</p> <p>・今後、地区内の農地を維持していくために、以下の協議と取り組みが必要。</p> <p>①圃場整備による農業基盤の強化(畔越し農地の改善)。</p> <p>②土地改良区や中山間集落協定など既存の組織が中心となり、農地の貸借、個人所有の農業機械の相互利用等、作業受託の受け皿となりうる互助制度の確立。</p> <p>③担い手や中心経営体となりうる農業者の招致および育成。</p> <p>アンケートでは、「後継者を作らなければならないが、毎年赤字をだしているのもそれとも言えない」、「儲からなくてもトンになるくらいの政策や援助が必要」、「一戸あたりの所有面積が狭く経営規模が小さい為、田植機から脱穀機まで機械化すれば元が取れない」、「農業基盤の整備や維持に対する県や市のきめ細やかな補完的事業支援が必要」といった農業経営の継続が困難な現状を訴える意見が多数あった。特に、既存の土地改良区や中山間集落協定などの組織による互助的組織を立ち上げ、稲作であれば耕運から糶摺りまでの農作業全てを受託や相互支援による体制作りが必要であるという現実的意見が多数あったため、互助的制度に向けた勉強会及び協議を進めることが必要。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・東部地区の農地経営は、現在中心経営体である4人の農業者が担っているが、高齢化が著しく、5年後、10年後を見据えて、入作を希望する認定農業者や営農組織及び認定新規就農者の受け入れを促進していくことで対応していく。
 ・上記に加え、既存の土地改良区および中山間集落協定といった組織が中心経営体的役割を担いうるか、互助的制
 度(組織)による農地の集約化を検討する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	4人		3.9 ha		3.9 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・地区内の、若手後継者等から中心経営体となりうるものの発掘、育成に取り組み5年後、10年後内に東部地区の農地を担えるよう取り組むとともに、他地区の認定農業者(法人)や営農組織に任せる。

・地区内の、ほ場未整備地区の水路、農道の整備に取り組み、認定農業者が集積しやすい農地環境の構築。

・既存の土地改良区及び中山間集落協定といった組織による、互助制度(組織)についての勉強会の開催。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。